The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	文化と社会の保存と管理 : スウェーデンにおける文書保管の歴史と構造
Author(s)	古谷, 大輔
Citation	IDUN ー北欧研究ー. 2013, 20, p. 217-230
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95530
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

文化と社会の保存と管理
― スウェーデンにおける文書保管の歴史と構造 ―

古谷 大輔

1. はじめに

今日のヨーロッパにおいて文書保管を業務とする文書館は，社会に対する情報公開の一翼を担い，民主主義を実現するために必要不可欠な組織の一つとして見なされている．今日では歴史学研究者をはじめ，あらゆる訪問者が自由に使用できる文書館も，その歴史を辿れば，元来の設立目的は自由な情報公開に求められるのではなく，中世・近世・近代と，各々の時代における権力者が自らの正統性を担保するために進めた私的文書の保管業務に求められる．権力者の観点に立って構築されていった文書保管業務は，フランス革命政府が 1794 年にパリに創設した国立中央文書館を嚆矢として，公共的原理に基づいた情報の蓄積と公開を目的とする業務へ変質したと一般的には理解されている[1]．それゆえ，文書保管業務をめぐる歴史は，ヨーロッパの歴史に懐胎した公共善の実現を目標とした民主主義の展開を図る上で，ひとつの指標を提供する分野と見なされているのである．

こうしたヨーロッパにおける文書保管の歴史と比較した場合，スウェーデンにおける特徴はどのようなものとなるのだろうか．スウェーデンの歴史がもつ一つの特徴は，多くの大陸ヨーロッパ諸国とは異なり，革命や戦争による歴史の断絶を経験することがなく，中世以来の王国としてのまとまりを現在に至るまで維持している点にある．しかし，王国としての外観は連綿とした継続性を特徴とするにしても，実際には近世における軍事国家としての来歴，現代における福祉国家としての来歴など，その内実は変化に富んでいる．それゆえ，スウェーデンにおける文書保管業務もまた，各々の時代における国家と社会の状況をコンテクストとして変化を経験してきたと言えるだろう．本稿の目的は，そうしたスウェーデン史のコンテクストに対応した文書保管業務に関する歴史的展開を明らかにすることにある．

そして，現在のスウェーデンが紆余曲折を経ながらも民主主義を基盤とした国家経営を充実させていると理解する場合，上述のように民主主義の実現を担う一組織と広く認識されている文書館は，今日のスウェーデン社会においてどのような機能を果たしているのだろうか．従来，我が国ではスウェーデンにおける

---

[1] 樺山紘一編，『歴史学事典』，第 6 巻，628 頁．

文書保管業務の内実を整理する試みはなされてこなかったが，本稿は今日のスウェーデンにおける民主主義実現の鍵として文書保管業務とそれを担う文書館に着目し，その歴史と構造を追うこととする．

2. スウェーデンにおける文書保管の歴史

スウェーデンにおける文書保管の歴史を振り返る際，中世におけるキリスト教会，近世以降に権力が拡張された国家の存在が大きな影響を与えている．キリスト教が普及する以前より口承による情報伝達が一般的だったスカンディナヴィア世界では，キリスト教王国が成立した後も，地方有力者を前にした戴冠宣誓をはじめ，口承による情報伝達が重視されていた．しかし，キリスト教会を通じて大陸ヨーロッパの政治文化が浸透するとともに記述資料への要求が高まっていた．中世における記述資料は教会・国家・都市のそれぞれが保管していたが，大陸ヨーロッパと異なり，貴族や農民らの間で土地所有の登記簿のような文書が保存されてはいなかった[1]．

グスタヴ1世ヴァーサが国王として即位した16世紀以降，国家行政は，中央と地方を包括する形で再編成された．中央行政は王国官僚と各種評議会によって運営されるようになった．従来，中央行政はストックホルムにおいて集約的に業務が行われていたと考えられてきたが，実際に官僚たちは，地方に存在する様々な城館を行政拠点として各地方での業務を展開していた．このように中央と地方とで国家行政が拡張されるようになったため，全国的な範囲をもって行政を統括する必要から，記述資料の移転と管理の発想が生まれたとされている．記述資料を行政機関で保管する業務は中世にすでに行われていたことだったが，権能の強化された中央行政が文書に記された情報を政策実現のために必要とし，広範にその収集を目的とした組織を構築していった点は，近世のスウェーデンに見られた新しい傾向である[2]．

文書管理の中核を担う組織は，中世以来，公文書の発給を統括する組織として発展してきた官房府が存在したが，16世紀以降の国家機構の拡張のなかで，官房府のほかに王国議会もこの業務に関与するようになった．スウェーデンにおける公文書保管は，後述するように官房府のもとに設置された王国文書館と議会のもとに創設された議会文書館によって育まれていったと言える．17世紀には中央行政の業務はさらに集約の度を深め，同時に地方行政も州の導入でより制度化され

---

[1] 中世スウェーデンの文書保管に関しては，以下の文献を参照せよ．L. A. Norborg, *Källor till Sveriges historia*, 2:a upp., Lund 1972; H. Schück, *Rikets brev och register: arkivbildande, kansliväsen och tradition inom den medeltida svenska statsmakten*, Stockholm 1976.

[2] *Riksarkivets beståndsöversikt.* del 1, Stockholm 1996.

た形態をとるようになった．王国議会の組織も恒常的な形態をとるようになっていた．とりわけ 17 世紀には鉱山経営が国家財政上とりわけ重要となったが，その経営規模が拡大するにつれて関連資料の集積が重大にとされた．

19 世紀以降の工業化と民主化の過程は，スウェーデン社会を根本から変化させるものとなった．これらの時代状況の変化もまた，文書保管と文書業務に影響をあたえた．工業化と民主化の進展に伴う市民社会の組織化は，役所，企業，組織の数を増やすこととなった．識字率の増加にともなって，文書の量も飛躍的に増加した．また，それに伴う社会の複雑化によって，組織運用上，文書に記載された情報の必要性も増すこととなった．国家行政の点から見れば，課税や社会保障といった新たな業務が発展させられていった時期でもある．またこの時期は，文書を複写し再生産するような技術が発展した時代でもある．文書作成にタイプライターのような道具が導入されることによって，文書保管の対象となる文書の量が飛躍的に増加した．

こうした状況を背景として，20 世紀以降，後述するように王国文書館と地方文書館を核としながら全国的に系統立った文書保管業務が整備されていった．20 世紀には，情報が社会においてより戦略的役割をもつようになった．経済的観点からより多くの文書が作成されるようになったが，文書館に保管された文書は経済活動の情報源と見なされる．個人や企業による経済活動の発展は，情報検索への需要を増加させ，これに対応する形で文書館の業務には，新たに保管された情報を利用者の必要に応じて公開する調査サービス業務が加わった．20 世紀以降，カード形式で検索可能なように，保管文書は構造的に分類保存されてきたが，20 世紀後半における保管文書のデジタルデータ化と資料目録のデータベース化という技術革新を受け，21 世紀に入った現在，文書館に保管されている情報のほとんどはデジタル化された保管・検索方法に基づいて管理されている[1]．

3. スウェーデンにおける文書保管のための組織

3.1 王国文書館

文書保管を主たる業務とする組織は，中世において制度化されたものは存在していない．しかし，現在のスウェーデンにおける文書保管業務の中核に位置する王国文書館の起源は中世にまで辿ることができる[2]．重要な行政文書が 1290 年代の初頭にはウップサーラ大聖堂に，その後はストレングネス大聖堂に保管されていたように，すでに中世には王朝経営と結びつく文書保管業務が行われていた．

---

[1] E. Norberg, *Mellan tiden och evigheten : Riksarkivet, 1846-1991*, Stockholm 2007.

[2] H. Schück, "Riksarkivet 375 år- eller 750 år?": *Arkiv, samhälle och forskning*, 1994:1, ss.65-74.

これらの文書は，グスタヴ1世ヴァーサの時代に，ストックホルムに新たに組織された王国の行政機関へと移管された．

16世紀にあっては，官房府を中核としながら，王国の行政組織は記述された文書に依拠しながら業務を行うようになったため，文書保管は重要な課題となった．例えば，グスタヴ1世ヴァーサは自らの政治権力や王領地の所有権の正統性を示す際に，中世に記述された公文書を活用したため，王国の行政機関によって古文書の調査と保管が進められた[1]．こうした文書保管業務の制度化に決定的な変化を与えたのが，グスタヴ2世アードルフによる1618年の官房勅令である．そのなかでは，文書保管に関する最高責任者を宰相とし，官房府に文書保管業務に携わる王国秘書官を任命することが定められた[2]．王国文書館という名称は1648年になって初めて登場するが，すでにこの1618年の勅令以来，事実上，文書保管業務が王国内で制度化されていたとみてよい．この時期の文書保管業務は，国家権力のために文書を保存することを最大の課題としており，保管文書を閲覧する権限は王国修史官にのみ与えられていた．

1697年のストックホルム城の焼失によって，それまで保管されてきた文書が焼消あるいは散逸し，それまでの文書保管業務は危機的状態を迎えた．大北方戦争以降の国家財政の窮乏もあって，文書保管業務の再建のペースは遅れ，1697年の火災で散逸した古文書は19世紀になってようやく発見される程だった．このように再建のペースが遅れた背景には，当時の王国文書館の職員の多くが，文書管理に関する専門的訓練を受けていなかったという事情もある．

王国文書館の新たな歴史は，H.ヤッタ (H. Järta, 1774-1847) が王国文書保管人に就任した1837年に始まった．ヤッタは，王国文書館の職員として若い歴史家たちを雇用するとともに，行政管理部門と歴史文書部門に王国文書館の組織を改めた．前者は司法書士のもとで現在の文書管理を業務とし，後者は包括的な歴史的文書の管理業務とした．歴史文書部門の創設は，歴史研究のための組織としての新たな性格を王国文書館に付加することとなった．王国文書館は，1878年に教会省の外郭組織となった．教会省からの監督は継続されたものの，これは，官房府のような中央の権力機構から直接指示を受けて業務を行うことからの自立を意味した．王国文書館の次なる変化は，1901年にE. ヒルデブラント (E. Hildebrand, 1848-1919) が王国文書保管人に就任した20世紀初頭に訪れた．この時期には後述するように地方文書館の創設が王国文書館とは別個に相次いでいたが，スウェー

---

[1] S. Lundkvist, Sven, " Riksens arkiv och makten : en studie i riksarkivets utveckling före 1618", *Arkivvetenskapliga studier 5*, Uppsala 1981, s. 267-287.

[2] 王国文書館の歴史については以下を参照せよ．S. Bergh, *Svenska riksarkivet 1618-1837*, Stockholm 1916; O. Jägerskiöld, *Riksarkivet 1618-1968 :från Slottsbacken till Fyrverkarbacken*, Stockholm 1968.

デン・アカデミーの助言のもと1903年にはスウェーデンで最初の文書館勅令が発布され，行政文書の保管活動について王国文書館と地方文書館の業務内容が定められた．1922年に王国文書館は，王国議会が運営していた議会文書館と統合された．20世紀における福祉国家の発展のなかで，王国文書館は文書保管業務に関する統括機関として常にその中核にあった．20世紀以降の王国文書館の軌道については，本稿の4章以降で触れることとする．

3.2 地方文書館

スウェーデン国家中央地方の行政機関における文書保管の問題は，19世紀後半に本格的に議論されるようになった．それは王国文書館が問題としたのではなく，法務監察官が問題として提起した．監察官が地方の行政府を巡察するなかで，地方の行政府のなかに行政文書が喪失される危険性のある地方を見いだしていた．法務監察官は，地方行政関連の資料目録を作成し，それをストックホルムの王国文書館へ送付して一元的な行政文書の体系的な管理を提言した．その結果，1869年には地方裁判所が1736年以前から保管してきた古文書を王国文書館へ移管することが決定され，1870年代にはあらためて地方文書館の創設が各地で提言されるようになっていった[1]．実際の地方文書館の創設は，慎重な議論を踏まえ1899年のヴァードステーナ地方文書館，1902年のルンド地方文書館，1903年のウップサーラ地方文書館など，19世紀末から20世紀初頭に相次ぐこととなった[2]．

当初は，スウェーデン中央・西部・南部の地域に関して，以上の三箇所の地方文書館で十分とされていたが，スウェーデン西部から独自の文書館創設の主張が起き，1911年に市当局の支援を受ける形でユーテボリ地方文書館が創設された．スウェーデン北部については，1930年代になってはじめてノルボッテンなどを統括する地方文書館がハルヌーサンドに，北西部のイェムトランドを統括する地方文書館がウステシュンドに創設された．以上でおおよそスウェーデン全土を包括する地方文書館の体制が確立されたが，これとは別に，中世以来バルト海貿易で枢要な地位を占めてきたヴィースビーに，それ以来の古文書を管理する目的で1905年に独自の地方文書館が創設されていた．また，地方文書館とは別の公的な文書館として，1903年にマルムー市当局の管轄下にマルムー市文書館が設置され，1930年にはそれまで王国参事会図書館が保管していたストックホルム市の行政

---

[1] S. Lundkvist, Sven, "Riksarkivarierna och landsarkivorganisationens tillkomst", *Arkivvetenskapliga studier 6*, Uppsala 1987, ss. 255-277.

[2] A. C. Ulfsparre, red., *Landsarkivet i Lund 1903-2003*, Lund 2003; *Landsarkivet i Vadstena 1899-1999*. Vadstena 1999.

関連文書を分割して，ストックホルム市文書館が創設された[1].

地方文書館は地方在住の文書保管人と協力して業務が行われる小規模な組織であったが，地方にある各種の行政・立法・司法組織は100年以上の歴史をもった古い資料を保存することが義務づけられ，中央の王国文書館が地方の各種組織における文書保管を監察することとなったため，地方の現場においては地方文書館が文書保管の実際を確認する任にもあたることとなった．王国文書館による地方監察は1960年代に廃止されたが，地方文書館による保管監察は継続されている．とりわけ地方における教会関連の文書保管は地方文書館の業務のなかでも重要なものとなっている．

地方文書館が担う資料の調査業務は，地方文書館による教区毎の資料分類が基礎となって情報提供される，家系調査への民間人からの需要と連動するものとなっている．ウップサーラ，ヴァードステーナ，ルンド，ユーテボリ，ハルヌーサンドの各地方文書館の管轄地域は複数の州を包括するため，数多くの地方組織の資料管理を行っている．これに対して，ヴィースビーとウステシュンドの地方文書館は各々ゴットランドとイェムトランド州のみを管轄地域とするため，管理する資料量も少ない．また研究者からも，それぞれの州の実態を示す情報を保管する文化組織として重視されてきた．

これらの地方文書館のあり方については，1991年の政府調査に基づき，いくつかの文書館について管轄地域の拡大が提案され，ストックホルム市文書館はストックホルム州全体の文書館として，ヴァードステーナ地方文書館はヴァルムランド州の文書保管業務を加え，カールスタード市，ヴァルムランド州議会，ヴァルムランド州に所在する複数の企業などが作成した文書を管理するようになった．王国文書館と地方文書館は各々の設立の経緯に鑑みても個別に創設され，管轄する地域の特性に応じて独自の性格と機能を育んできたが，王国文書館を頂点としてその下部に地方文書館が配置される組織系統を維持してきた．王国文書館と地方文書館は1990年代以降，非公式的に「文書保管部門」という集合的名辞でもって総括的に呼び表されるようになり，2002年には共通組織のもとに業務統轄を再編することが政府から提案され，2009年に地方文書館における独自の運営組織の廃止が決定，現在では王国文書館に置かれた組織によって業務が統括されている[2].

3.3 軍事文書館

軍事文書館は，1805年に軍事目的に作製された地図の管理を目的に設置された

---

[1] *Med Malmö i minnet : Malmö stadsarkiv 100 år*, Malmö 2003; B. Hedberg, *Stadens minne: Stockholmsstadsarkiv till år 2000,* Stockholm 2002.

[2] Arkivutredningen Arkiv för alla, *Arkiv för alla - nu och i framtiden : betänkande*, Stockholm 2002.

組織である．その後，スウェーデン軍の一組織として軍事関連の文書保管機能も発展させてきた．当初，軍事文書館の文書保管人は軍関係者からが選抜されていたが，次第に文書調査の専門的訓練を受けた学術関係者が保管業務に関わるようになり，1950年代後半以降，軍関係者が文書保管人となることはなくなった．長らく軍当局の監督下に置かれてきた軍事文書館は，1944年には国防省に属する独自の機関として軍当局の監督から離れ，1995年には軍事文書館が独自の運営組織を廃し，王国文書館の位置組織となった．しかしながら，軍事文書館は，国防省の下にある諸組織が必要となる軍事・民事双方の情報の管理と提供を担っている[1]．

3.4 その他の文書館

スウェーデンの公的文書の保管業務は王国文書館を中心とした体系に従っており，そのなかには元来の設立経緯の異なる地方文書館や軍事文書館も含まれている．しかし，スウェーデンには，この体系に含まれない文書館も存在する．その代表は，地方の行政組織が独自に運営している文書館である．地方の各種自治組織は，1863年までの時点で国家権力の統括下に服していたが，1863年に制定された自治体法によって新たな状況が生まれていた．市，市以外の基礎自治体，州は，国家権力からより自立した地位を得ていた．このことが，各種の地方行政体における文書保管業務にも影響を与えた．1863年の自治体法には，それらの自治組織による文書保管の義務が規定されていたが，地方の公的セクターにおける文書保管業務の組織化は，上述したように20世紀初頭意向の地方文書館の創設を待たねばならず，多くの自治体は地方文書館に業務を委託した．しかしながら，上述したようにストックホルムとマルムーが独自の市文書館を創設した事例に倣いつつ，ユーテボリ，ボロース，エスキルステューナ，ヴェステルオース，ウップサーラの各市にも各々の文書館が創設された．

1991年に新たに制定された文書館法によって，各々の基礎自治体と州による独自の文書保管業務が規定され，各種の地方自治体は独自の文書保管人の育成にもあたっているが，自治体は専門的な文書管理の業務に関する助言を必要としている．これに関しては，王国文書館と地方文書館が，1933年以来，基礎自治体と州における文書保管業務への助言の義務を負ってきた．また政府から何らかの文書保管業務に関する要請があった場合には，王国文書館が全般的な指針を策定し，地方文書館がその指針に従って実際に基礎自治体と州に対して指導する形がとられている．1984年以降は，公的セクターにおける文書保管業務を包括的に議論する組織として，王国文書館，地方文書館，基礎自治体・州連盟の代表者からなる

---

[1] *Krigsarkivet 200 år*, 2005, a.a.

協議会も構成されている[1].

文書保管の業務は，決して公的セクターに限って必要とされるものではない．従来，文書保管は権力当局の必要から求められた業務であったが，20 世紀には，実証主義の度合を高めた歴史学研究が保管された文書へのアクセスに多大な関心を示すようになった．また，民間の諸団体や企業体がスウェーデン社会のなかで重要な役割を果たすようになるにつれ，民間セクターに関わる文書保管へも関心が高まった．そもそも，王国文書館は 17 世紀以来，民間に関わる文書保管も行ってきたが，19 世紀になると，特定の個人や家門に関する文書，農場に関する文書なども，王国文書館が保管を引き受けるようになっていた．20 世紀に，公的セクターの文書保管業務に関わってきた文書館側から，民間セクターに関わる文書保管の必要が唱えられると，民間の諸団体や企業体が自らの文書保管業務を行う責任を果たすようになった．こうした民間における最初の文書館組織は，1902 年に創設された労働運動文書館だった．この組織は「労働運動文書館・図書館」と称される独自の図書館を有し，労働運動に関わる様々な分野の文書保管の業務を担っている[2].

冷戦期には，数多くの州で「国民運動文書館」や「連盟文書館」といった名前の独自の文書館組織が築かれた．それらの文書館は，様々な国民運動組織がメンバとなって構成されている文書保管のための連盟が運営するものである．中央・地方の行政体からの援助を受けつつも，基本的には連盟自らが独自に資金を調達して，各々の運動に関する文書保管を行っている．

民間企業においても同様な．最初の事例は，ストックホルム市文書館とストックホルム商工会議所の主導で創設されたストックホルム企業アーカイブである．この組織自体はストックホルム市が運営しているものの，民間企業関連の文書保管に必要となる資金はこの企業アーカイブの構成企業から拠出されている．同種の企業アーカイブは，ハルヌーサンドやウップサーラ，ウーレブローにも設立されている．

4. スウェーデンにおける文書保管の業務

4.1 文書保管の法的位置づけ

これらの文書保管業務に関する法的規定は，部分的に 17 世紀に定められていたもの確認できるが，公的機関としてのより詳細な規定は 1903 年に発布された文書

---

[1] 自治体と文書館の関係については，H. Axelsson, "Kommunala arkiv och lagstiftningen", *Arkiv, samhälle och forskning* 1991:2., ss.7-32.

[2] M. Grass och H. Larsson, Hans, *Historia som uppdrag: Arbetarrörelsens arkiv och bibliotek 1902-2002*, Stockholm 2002.

館勅令である．この勅令により，あらゆる公的機関は文書の保管と処分の義務を負うこととなった．また国王の裁可なく保管文書を処分することができないこととともされていた．こうした規定は，王国文書館からの提案に従って実現されたものだった．1962 年の一般文書館憲章によって，文書の処分決定は王国文書館へ委任されることとなった．他方，地方自治体レベルでの文書保管に関する規則は，すでに 1863 年の自治体法によって定められていた．しかし自治体法における規則は，文書の保管と一覧の作成を義務づけるだけのごく短いものであった．

現在のスウェーデンにおける文書保管業務については，1991 年に制定された文書館法によって枠組みが規定されるとともに，ここではじめて公共セクターに共有される文書保管の目的も明示されている[1]．文書館法の第四条によれば，公的機関に属する文書館は，（1）公文書にアクセスする権利，（2）司法機関の要請，（3）文書管理の要請，（4）研究といった目的を充足するために維持されねばならないとされている．また 1991 年の文書館法による重要な変更点は，公的機関から文書館へ文書が移管された後でも，文書館における保管業務に対する公的機関の経済的な責任が継続されることが示された点である[2]．文書館法では，政府が文書館の法的規定を発議できるが，同時に様々な国家機関への詳細な規定を定めるにあたっては王国文書館へ諮問されることも定められている．他にも，とりわけ社会サービスに関する公的文書の処分に関しては文書館の活動を規制する法律も存在するが[3]，民間企業による文書保管に関しては体系的な法的規制が存在せず，民間の組織体や企業体の財務関連文書を少なくとも 10 年間保管する規則が例外的に定められている程度である[4]．

4.2 文書保管業務の内容

スウェーデンにおける文書保管に関する理解のあり方は，文書保管業務の組織化や文書保管人の活動内容に関して影響を与えている．なぜならば，スウェーデンにおける文書保管への理解は，単に保管された文書の活用というだけでなく，常に文書を集積するという問題も含むためである．文書保管業務は様々な分野に分けられているが，大別すれば，文書保管に関わる業務と文書館の使用者への情報提供業務とに分けられ，文書館組織の内部でもおおよそこの業務区分が用いられていると言って良い．そもそも文書館の根本的業務は，文書の破棄を意図する者たちから文書を保守し，保管することにあったのであり，その他の業務は後世

---

1 *Svensk författningssamling* (SFS) , 1990:782.
2 *SFS, 1991:446.*
3 *SFS, 2001:453.*
4 *SFS, 1999:1078.*

になってから付加されていったものである.

スウェーデンにおける記録保管者としての文書保管業務は,管理されている文書情報の内容などの点で他国における文書保管業務と変わらない. 1970 年代以降,文書館で働くために専門的な訓練を受けた文書保管人の数が飛躍的に増加したが,保管人の任務は第一に膨大な数に上る文書を整理し,体系化された登録作業を進めることにある. この基本作業とともに,新たな情報の保管方法や公開方法に関する文書館の立場を模索するために,文書の保全と処分に関する開発研究も行われている. また文書保管人の業務には,加えて文書館を監督する行政機関への助言提供も含まれている. 政府をはじめ行政機関もまた,将来の活用を見越して保存されるべき情報のあり方を求めている. それゆえ,行政機関は文書館における文書保管業務を監督する一方で,文書館は行政機関へ助言を提供することで相互依存関係が築かれている. こうした両者の関係は 20 世紀初頭にはすでに見られたものだが,1960 年代以降,「フィールドワーク」の概念に喩えられながら,監督機関への助言提供の業務が増加している[1].

4.3 文書の保管と維持

文書を保管し維持することは,長らく文書館の最も重要な業務内容であり,現在でもいずれの文書館においても業務の基本とされている. 紙媒体の資料は管理庫内に物理的に適切な方法で保管されているが,近年はそれらをデジタルデータ化することにより,資料上のデータをより長期的に保存,活用する試みが勧められている. 紙媒体の文書を保管することは,高度に技術的な問題を含んでいる. すでに 19 世紀後半には,19 世紀半ば以降大量に生産された酸性紙が,セルロース繊維の急速な劣化により製造から十数年もすれば崩れてしまう問題が知られていた. それゆえ,中性紙が発明される以前の 20 世紀初頭には,特定の文書については,古紙を溶解し再生させた紙に記録することを規定した普通紙規定が導入された. この規定は文書保存に関わる文房具の仕様を規定した 1963 年の文房具規定へと引き継がれていく.

現在の文書館における保管対象は,決して紙媒体の文書に限られない. 紙以外の媒体による資料の量は第二次世界大戦以後急速に拡大した. 当時,マイクロフィルムは紙を代替する媒体として期待されていた. 福祉国家の最盛期に拡張の一途を辿った行政機関が自動データ処理システムを活用し始めると,王国文書館は大量の文書保管を容易にする観点から,紙媒体の文書に何らかのデータ処理を施して保存する長所を強調するようになった. 1966 年に調査委員会が結成され,

---

[1] *S. Smedberg, "Fältarbete eller myndighetsservice?", Arkivvetenskapliga studier 6, Uppsala 1987, ss. 369-372.*

1976 年にはマイクロフィルムや視聴覚媒体の保存推進を骨子とする答申がなされた1．他方で王国文書館は，1960 年代後半に磁気テープへの文書情報のデジタルデータ化も推進するようになった．長らく金属缶に文書を封印して保存する方法が一般的だったが，紙媒体の文書を閲覧する際の摩擦を回避する目的や，保管スペースを確保するために適宜紙媒体の文書を処分する必要から，マイクロフィルムへの転写保存が一般的となり，近年では，同じ目的からスキャニングを通じてデジタルデータとして保存する方法が急速に普及している．

4.4 情報の提供と活用

19 世紀前半に実証主義歴史学研究の手法が普及するに伴い，それまで王国文書館の外で活動していた歴史学研究者が王国文書館へ訪問するようになると，王国文書館には文書に記載された情報の提供という新たな業務が加わることになった．そのためには，研究者が情報にアクセスできるように保管文書を分類して整理することが求められた．古文書の分類整理という業務と同時に，王国文書館は自ら古文書を活字化して公開するという作業にも積極的になっていった．その最初の事例は，1815 年に創設された王立スカンディナヴィア史料刊行協会のイニシアチブで刊行され続けてきた一連の史料集である．また 1821 年にはスウェーデン古文書集成の刊行が開始され，19 世紀後半には，1523〜60 年にかけて記録された文書を集成するグスタヴ・ヴァーサ資料集の刊行も始められた．これらの活字化された資料集の多くは現在刊行が継続されていないものの，例外的にスウェーデン古文書集成は現在でも編集と刊行が継続されている．

文書資料の公開を目的とした史料刊行の業務の他に，文書館は，保管されている情報の社会的活用を目的として調査サービスを提供するようにもなった．スウェーデンの公的な文書館組織において，「研究者」とは決して学術目的で専門的調査を行う者だけではなく，情報提供を求めて訪問するあらゆる利用者を意味している．利用者の関心は，学校での単位取得と目的としたレポート作成から，年金の算出に必要となる課税所得の情報取得まで多様である．調査サービスの業務は，スウェーデンに生きるあらゆる者に対しての情報公開を目的とする業務であり，時代状況の変化にかかわらず不変の業務と見なされている．この業務の根本は，あらゆる訪問者に対して目的の文書の所在を提示することにあるため，文書検索の利便性を考慮して文書の分類方法がデザインされている．古典的な文書分類の様式は 20 世紀初頭にヒルデブラントが策定した様式に従っているが，それもまた利用者に対して文書保管人が円滑に情報提供を行えるよう工夫された

---

[1] *S. G. Haverling, " Dataarkiveringskommittens betänkande Moderna arkivmedier; en samman fattande redovisning", Arkiv, samhälle och forskning, 1977, ss. 95-108.*

ものだった.

こうした調査サービスは，家系調査を趣味とするような文書利用の訓練を積んだ利用者を満足させるために構築されてきたとも言える．利用者の需要の多様化に応じて，調査サービスの業務規模は拡大されている．第二次世界大戦以降，マイクロフィルムは利用者へ更なる文書館資料の公開を進め，紙媒体の資料に代替する新たな手段として普及したが，1980 年代には利用者数を制限するために閲覧料の付加が検討されるまでに利用者は拡大の一途を辿った．フィルムへの転写は紙媒体の資料を代替する手段としてだけではなく，20 世紀に作製されてきた多くの映像資料の劣化に対処する手段でもあったし，訪問者へ提供される媒体としても多用された．こうした文書館利用者へマイクロフィッシュに転写した情報提供を行う部署として，スウェーデン・アーカイブ情報サービス (SVAR) が王国文書館に設置された.

しかし近年，マイクロフィルムやマイクロフィッシュの役割は急速に低下している．これは資料のデジタルデータ化の技術が発展し，インターネットを通じた情報提供が可能となっているためである．デジタルデータの普及は，今日，情報の提供と活用に劇的な変化をもたらしていることは言うまでもない．保管情報のデジタルデータ化は 1970 年代に開始された. 多くの人材を登用して推進されているデジタルデータ化の代表的事業としては，ユーメオ・ハパランダにおける人口統計データベースとストックホルムの歴史データベースが知られている．前者はユーメオ・ハパランダにおける数多くの教区に保管されてきた教区簿冊のデジタル化であり, 後者は 1878〜1926 年にかけてストックホルム市に居住したすべての個人・家族の情報が記載された戸籍のデジタル化である．両者ともにプロジェクトの開始時から，デジタルメディアを媒体として民間の家系研究愛好者などにも広く活用されることを念頭に置きながら，データ処理が進められている.

こうした文書資料そのもののデジタルデータ化とは別に，文書館に保管されている資料情報とその目録をデジタルデータ化して，保管文書を容易に検索できるデータベースの構築も進められている．資料目録のデータベース化については, 1980 年代以降, 王国文書館と地方文書館のイニシアチブのもとで開発が始められ, 最終的には文書の保管場所の如何を問わず，どこからでもあらゆる文書の所在を検索，確認できることを目標に構築が進められている. 限定的ながら 1990 年代には資料目録の包括的データベースを提供する目的でナショナル・アーカイブ・データベース (NAD) が作製され，CD を媒体としてデータが頒布された．現在ではインターネット上からこの資料目録データベースを検索することができる. 現時点でナショナル・アーカイブ・データベースで検索可能な情報は，軍事文書館を含む王国文書館と地方文書館が保管している資料の目録に限られるが，最終

的にはそれら以外の文書館の資料目録も含むべく，拡張が進められている．

5. おわりに

文書保管は中世以来，権力者にとって重要な業務であり，情報へのアクセスを制限することで，保管文書は常に重要な権力資源であり続けた．スウェーデン史において，おそらく16〜17世紀は，とりわけこの観点から興味深い時代である．グスタヴ1世ヴァーサの治世以降，国家組織自体が文書保管のための組織を設置するようになったが，保管文書へのアクセスも長らく制限されたままだった．これに対して，近代以降，保管文書へのアクセスは「民主化」された．文書保管業務への政治権力の関与は，ほとんど議論されなくなった．それに代わって，情報公開の原則に従って，文書館の業務は政治的に中立であるべきものと理解されるようになった．文書保管人の自己意識は，公的文書の保全に関する中立的な管理人のようなものとなっている．多くの者は権力当局は文書作製とその公開に介入すべきでないと主張するものの，実際のところ，文書保管人自身が有している，保管対象とされる資料の選択をめぐる「権力」に関しては，滅多に議論の俎上にのぼらない．

近年，文書保管業務は，個人情報保護の観点から，そのあり方があらためて議論されるようにもなっている．1970年に実施された国勢調査は自動データ処理をはじめて導入したが，この時に個人情報の悪用の危険性が議論されたため，1973年に自動データ処理を使った個人情報活用の規制に関する法律が制定されることとなった[1]．これにより，自動データ処理によるデータ管理は新たに設置されたデータ監督局によって管理されることとなった．データ監督局はデータの保管と処分に関する規則を策定することにも関わったが，この事実は，文書館における文書保管人であれば将来的に保存する価値があると考えるような情報が，個人情報保護を建前として処分される可能性を含んでいた．1998年にこのデータ法は廃止され個人情報法が新たに制定されたが[2]，個人情報法にはこのような規定は盛り込まれず，現在ではデジタル形式の個人情報の処分に関しては文書館法が適用されている．このデータ管理をめぐる議論は，長期的観点に立った文書保管の選択をめぐる「権力」のあり方を意識させるものであった．

スウェーデンにおける文書保管業務とその組織は，以上に記したように長い伝統の上に築かれている．しかし，スウェーデンにおける文書保管の歴史は決して独特なものではなく，広く見ればヨーロッパに見られる文書館の伝統と決定的な

---

[1] P. Sivervall, *"Samrådsförfarandet mellan Datainspektionen och Riksarkivet", Arkiv, samlhälle och forskning, 1998:1, s. 8-23.*

[2] *SFS, 1998:204.*

違いをもつものではない．とはいえ，いくつかの文書保管業務には，他のヨーロッパ諸国と異なる性格を垣間見ることができる．その一つが，1903 年の文書館勅令にみられた ”arkiv” という語彙の用法である．それは文書館そのものを意味するだけではなく，文書館に保管された一連の文書群という意味でも用いられている．この用法は決して新しいものではなく，また英語やドイツ語のようなゲルマン系の言語でも用いられるものだが，スウェーデンにおける ”arkiv” とは，継続的に保存されている文書そのものなのである．こうした ”arkiv” の独特な理解は，公的機関による永続的な文書保管を規定し，文書取扱人の関心も文化や社会の基盤となる情報の長期的な保存の可能性へ向けられている．新たなメディアによる積極的なデータ保存の試みは，そうした意識の現れとも言えよう．

そしてなにより，今日のスウェーデンにおける文書保管業務は，開かれた行政府の実現のために多大な貢献を果たしている．現在の文書館法は，1766 年の制定以来，一般的な情報公開の原則を定めている出版自由法を引き継ぐものでもある．このような状況があればこそ，スウェーデンの文書館の活動は，中立的な立場をもって文書保管に集中することができるのだとも言えよう．